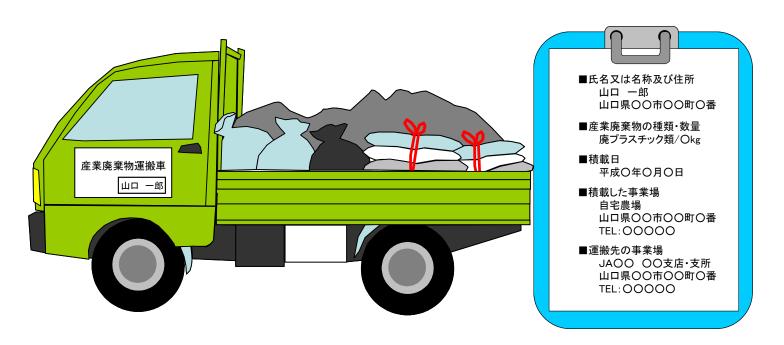
農業生産資源廃棄物を 運搬する際には 注意が必要です!!

農業用使用済プラスチックを回収場所へ運搬する際に 《車両表示》及び《書面の備え付け》が必要になっています。



産業廃棄物運搬車両の車外表示と 書面の常時携帯が義務づけられています。

※車外表示と書面の備え付けを行わなかった場合は法律違反になり、行政命令(改善命令)の対象になります。

この行政命令にも違反した場合には刑事罰を受けることになります。

山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会

1 表示義務について

農業用使用済プラスチックや農薬から容器等を運搬する際には、車両の側面に

- ①産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ②氏名(排出業者名)
- ③許可番号(下6ケタ)(許可業者については)

を表示する必要があります。

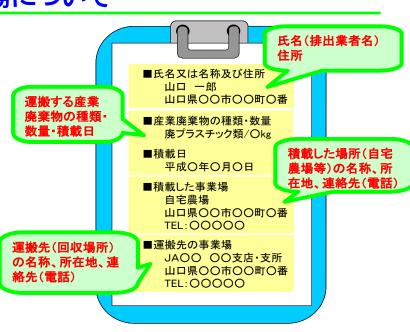


- ・左右で表示位置が違っていても問題ありません。
- 表示が隠れていたりすると表示義務違反になります。

2 書面の携帯義務について

農業用プラスチックや農薬空容器等を運搬する際には、右のような書面を常時携帯しなければなりません。

許可業者については、許可 証の写しも携帯しなければ なりません。



お問い合わせ先

山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会

〒753-8501 山口市滝町 1-1 山口県農林水産部農業振興課

TEL:083-933-3390 FAX:083-933-3399